

パートナーシップ宣誓制度に関する転入・転出時の手続を簡略化 横浜市と都市間連携に関する協定を締結しました！

相模原市と横浜市のいずれかでパートナーシップ宣誓制度を利用している当事者が、両市の間で転入・転出する場合に生じる負担の軽減を図るため、同制度に係る都市間連携に関する協定を締結したことをお知らせします。

本市は、これからも、性的マイノリティの方の自分らしい生き方を後押しするとともに、性の多様性に関する社会的な理解の促進を図っていきます。

1 協定名

パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定

2 協定の締結日

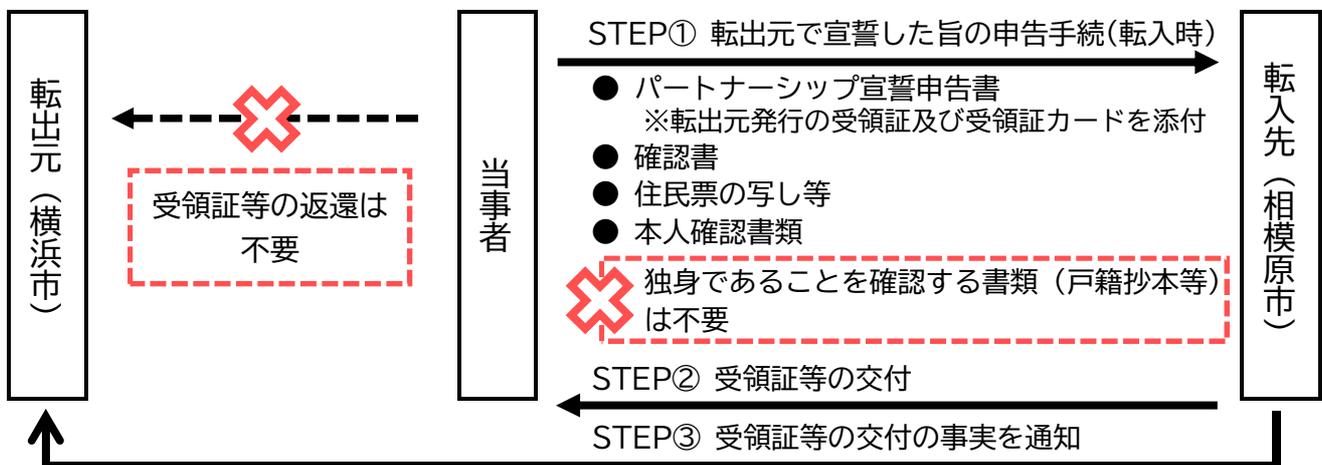
令和5年2月20日（月）

3 内容

(1) 協定による連携事項

- ・ 転出元への受領証等の返還手続が不要になります。
- ・ 転入先自治体への提出書類が一部省略できます。

(2) 連携スキーム（横浜市から相模原市に転入する場合）



❗ 両市の宣誓要件に違いがあることから、横浜市から相模原市に転入する場合は、相模原市の宣誓要件を満たす方のみ都市間連携の対象となります。

4 都市間連携の開始日

令和5年3月1日（水）

※ 開始日以降に、相模原市または横浜市に転入した場合に適用を受けることができます。

5 本市と都市間連携を実施している都市

川崎市（令和2年12月1日～）